社援基発 0426 第 2 号 平成 30 年 4 月 26 日

都道府県 各 指定都市 民生主管部(局)長 殿 中 核 市

> 厚生労働省社会·援護局福祉基盤課長 ( 公 印 省 略 )

社会福祉法人に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税について

個人が、土地や建物をはじめとする財産を寄附する際に生ずるみなし譲渡所得は、租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下「法」という。)第40条第1項後段の規定に基づき、当該寄附が社会福祉法人等に対するものであって、一定の要件を満たすことについて国税庁長官の承認を得たものについては非課税となりますが、このたび、法及び租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号。以下「施行令」という。)の一部改正に伴い、寄附された財産を公益目的事業の用に直接供した日から2年以内に買い換える場合であっても、基本金により管理されていること等の一定の要件を満たすときは、非課税の承認を引き続き受けることができることとなりました。また、非課税の承認特例の対象財産に株式等が含まれることとなりました。

これらの改正に伴う新たな手続きとして、施行令第25条の17第14項の規定により、このみなし譲渡所得の非課税特例の対象となった財産を基本金により管理している社会福祉法人(以下「法人」という。)は、当該財産を公益目的事業の用に直接供しなくなったとき又は基本金により管理しなくなったときには、遅滞なく届出書を当該法人の主たる事務所の所在地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならないこととされましたので、御了知ください。

また、所轄庁においては、法人への指導監査を通じて、当該義務の違反の疑いがあることを発見した場合には、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」(平成29年4月27日付け雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知)の別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」における「7 関係機関等との連携等」に基づき、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

都道府県におかれましては、貴管内の市(指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。) に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知については、国税庁と協議済みであることを申し添えます。

## 【参考】

「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」

別添 社会福祉法人指導監查実施要綱(抄)

- 7 関係機関等との連携等
- (1) · (2) (略)
- (3) 指導監査の過程において、所轄庁が処分権限を有さない法令又は通知(労働関係法令、消防関係法令等)に関する違反の疑いのあるものを発見した場合は、施設監査の所管課又は当該法人の施設等が所在する区域の行政庁と十分に連携を図りながら、法人に対して管轄機関への確認を促す等の指導を行う。その際、法人と指導内容の認識を共有できるよう配慮するとともに、必要に応じて、処分権限を有する関係機関へ通報する等の措置をとることにより、適切に対応する。
- ※ なお、施行令第25条の17第14項の義務違反の疑いに関し、所轄庁が法人の所轄税 務署長を通じて国税庁長官に通報する措置をとる場合には、別添の様式を活用された い。

## 【参考資料】

- ① 「「公益法人等に財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例」の税制改正の あらまし」(国税庁リーフレット)
- ② 「租税特別措置法施行令第25条の17第14項の規定による公益法人等が財産等を公益目的事業の用に直接供しなくなった場合等の届出書」(国税庁作成様式)